

答申第109号
平成29年11月2日
(諮問公第127号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった文書について、公文書に該当しないとして不開示とした決定はこれを取り消し、「農林普及課長が作成した備忘録」以外を対象公文書として、改めて開示・不開示の判断をすべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成28年11月5日付けで、「平成〇年〇月〇日〇〇君を励ます会 第1号、第2号及び写真」及び「鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所農林普及課課長 井口寿郎が所有しているそれらに係る資料全て」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成28年12月5日付け熊屋久第3-43号で、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、平成29年3月2日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消す」との裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 対象公文書については、平成28年8月に熊毛支庁屋久島事務所農林普及課（以下「農林普及課」という。）の職員が〇〇森林組合長に対する事情聴取及び調査を行い作成した文書であり、その際に「平成〇年〇月〇日〇〇君を励ます会 第1号、第2号及び写真」を取得したと思われる。

イ 調査は、審査請求人の息子が森林組合の検査、指導及び監督に関する業務を分掌している鹿児島県森林経営課（以下「県森林経営課」という。）の中津濱氏等に検査等を依頼したことで実施された業務である。

ウ これらの事情聴取や調査を実施し作成された文書は、あくまでも公務上に作成されたものであり、公文書であることに疑う余地はない。

- エ 公文書は公務上作成した文書であり、極端な例であるが、メモでも公文書として扱うものと解している。私文書を公務上作成させる、または、作成することは地方公務員法第35条の職務に専念する義務に違反する行為であり、懲戒処分の事由に該当すると思われる。ゆえに、今回の課長保有の文書は公文書であり、個人情報を除けば、当然に開示されるべき文書である。
- オ 当該文書は、平成〇年〇月〇日、農林普及課において、井口課長が審査請求人の息子に見せており、開示請求をするように指導されたものであることから、「平成〇年〇月〇日〇〇君を励ます会 第1号、第2号及び写真」として開示請求を行った。
- カ 「正式文書と重複する当該文書の写し及び備忘録として個人的に作成し、利用し、保有している文書」であるならば、開示請求書を提出した際に、なぜ、正式文書が存在すること、及びその正式文書を開示請求する指導をしなかったのか。これまで正式文書の存在さえ知らされていないことから、その文書名を通知するように指導をすべきである。
- キ 「県文書規程に基づく」とあるが、公文書の捉え方を見直す必要があると考える。公務員は言うまでもなく、国民の血税で生計を支えてもらっているものであり、職務上執行した行為は、全て説明責任を果たす義務があり、普段から自覚と責任をもって職務を遂行しているはずである。仮に、犯罪を隠ぺいするような行為があり、組織の長が部下に文書を作成させ、それを個人的に保有していることで真実が明らかにならない事由も存在することも想定される。公務員には刑事訴訟法第239条の告発義務があるが、その義務を果たさず、場合によっては組織ぐるみで犯罪行為を隠ぺいすることになりかねない。
- ク 公務執行上、当然のことながら課長の職務命令を受け、担当者が作成され、保管されている文書は公文書である。課長と担当者が保有する備忘録とあるが、本来、組織として管理すべき文書であり、別々で保管していることに違和感を覚える。
- ケ 公私の区別がない文書の扱いは改めるべきであり、現在、中央省庁で問題になっている事例と同様ではないか。鹿児島県のあらゆる公務の執行が、今回のいい加減で世間一般では理解できない役所の理屈が、本來說明責任を果たすべき者の所在が不明確となり、開かれた県政を阻害する行為につながり、ひいては県民を欺く結果となる恐れがある。
- コ 文書は課長のみが利用とあるが、それは組織内部の理屈であり、県民のみならず世間一般からすれば、当然のことながら農林普及課が利用しているものと捉え、決して備忘録という主張は理解を得られないのではないか。

サ 担当者が課長からの職務命令を受け、〇〇森林組合から経緯の説明を受けた際に、提供を受けた文書は公務上取得したものであり、明らかに私文書ではない。入手した文書や撮影した写真など、一連の行動は私事でしたものではなく、課長からの職務命令による作業である。それらに係る作業の人件費や物件費は、県民の大切な税金が投入されており、全て公務上で作成されたものは、改めて公文書であることを自覚していただきたい。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書の写し及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象文書

本件対象文書は、農林普及課長が自己の職務の遂行の便宜のためのみに、正式文書と重複する当該文書の写し及び備忘録として個人的に作成し、利用し、保有している文書を綴った書類一式であり、その内容、作成又は取得の状況及び利用の状況については、下記のとおりである。

ア 農林普及課担当者が作成した備忘録の写し（本件対象文書1）

県森林経営課に対し、審査請求人の息子から、〇〇森林組合が審査請求人の夫が所有する山林で、承諾なしに間伐を実施している旨の主張があったことから、県森林経営課から農林普及課に連絡したところ、農林普及課担当者が、造林事業担当者として状況を把握しておく必要があると判断し、〇〇森林組合に聞き取りを行い、聞き取りで得た経緯や事実関係等を、個人の備忘録として作成したものの写し

農林普及課担当者が、農林普及課長に対し、〇〇森林組合の聞き取りで得た経緯や事実関係等を報告する際に資料として渡したもの

イ 農林普及課担当者が作成した図面の写し（本件対象文書2）

県森林経営課に対し、審査請求人の息子から、〇〇森林組合が審査請求人の夫が所有する山林で、承諾なしに間伐を実施している旨の主張があったことから、県森林経営課から農林普及課に連絡したところ、農林普及課担当者が、造林事業担当者として状況を把握しておく必要があると判断し、〇〇森林組合に聞き取りを行い、聞き取りで得た経緯や事実関係等を、個人の備忘録として作成したもの（屋久島町森林位置図に間伐の施行箇所を落としたもの）の写し

農林普及課担当者が、農林普及課長に対し、〇〇森林組合の聞き取りで得た経緯や事実関係等を報告する際に資料として渡したもの

ウ 平成25年度造林事業補助金交付申請書及び図面の写し（本件対象文書3）

造林補助事業の事業主体である〇〇森林組合が作成し、熊毛支庁屋久島事務所に補助金交付申請を行った資料の写し

エ 間伐作業の完了報告及び精算書の写し（本件対象文書4）

補助金を受領後に、精算が完了した時点で〇〇森林組合が森林所有者に通知したものの写し

〇〇森林組合から農林普及課担当者に提供されたものを、農林普及課担当者が農林普及課長に対し、〇〇森林組合の聞き取りで得た経緯や事実関係等を報告する際に資料として渡したもの

オ 〇〇森林組合長が審査請求人の息子、審査請求人及びその夫に送付した文書の写し（本件対象文書5）

審査請求人の息子に対して、〇〇森林組合長が間伐に至った経緯等を含めて謝罪を行うために送付した文書及び審査請求人とその夫に対して、〇〇森林組合長が送付した謝罪文書の写し

〇〇森林組合から農林普及課担当者に提供されたものを、農林普及課担当者が農林普及課長に対し、〇〇森林組合の聞き取りで得た経緯や事実関係等を報告する際に資料として渡したもの

カ 出張復命書の写し（本件対象文書6）

審査請求人の息子から間伐を承諾していないのに間伐を実施した旨の連絡が鹿児島県環境林務課（以下「県環境林務課」という。）と県森林経営課にあったことから、県環境林務課及び県森林経営課の職員が〇〇森林組合に経緯や事務処理等の状況を確認し、指導を行うために出張したときの復命書の写し

キ 農林普及課長が作成した備忘録（本件対象文書7）

農林普及課長が当該事案について、これまでの経緯等を自分なりに整理するために作成した備忘録

ク 「〇〇君を応援して下さい」第1号及び第2号の写し（本件対象文書8）

農林普及課担当係長が他の用務で出張した際に、貼り紙がしてあった店の店員から同じ文書の提供を受けたものの写し

農林普及課担当係長が農林普及課長に対し、貼り紙があったことを伝える際に資料として渡したもの

ケ 貼り紙がしてあった状況を撮影した写真の写し（本件対象文書9）

農林普及課担当係長が、貼紙がしてあった状況を撮影したものの写し

農林普及課担当係長が農林普及課長に対し、貼り紙があったことを伝える際に資料として渡したもの

(2) 本件開示請求の経緯

平成〇年〇月〇日に審査請求人の息子が屋久島町農林水産課を訪問した際、農林水産課長が審査請求人の息子の職業について言及したことから、情報の入手先を問われ、農

林普及課長と回答した。

翌日、農林普及課長が審査請求人の息子に対し、当該情報については、本件対象文書8に記載されていることを、本件対象文書8及び9を提示して説明したところ、農林普及課長が所持していた本件対象文書を開示請求されたものである。

(3) 不開示決定の理由

ア 本件対象文書は、組織的に用いるものとして保有していないため、条例第2条第2項の適用を受ける公文書には該当しない。

イ 本件対象文書は、農林普及課長が自己の職務の遂行の便宜のためだけに、正式文書と重複する当該文書の写し及び備忘録として個人的に作成し、利用し、保有している文書であり、県文書規程に基づく登録もなく、所属内の共用の保管用具には保管されていない。

ウ 対象文書は、「職務上作成し、又は取得した」文書ではあるものの、組織的に用いることを目的として課内における内部検討に付したのではなく、また、農林普及課長が個人的に保有している文書であり、所属内の共用の場所に保管されているものではないことから、組織としての共用文書の実質を備えたものとは言えず、公文書には該当しない。

エ 「地方公務員法第35条の職務に専念する義務に違反する行為」という主張については、公務上自己の便宜を図るために職務上の案件に関する個人的な備忘録として作成・収集した資料であり、職務専念義務違反には該当しない。

オ 「農林普及課長から開示請求をするように指導された」との主張については、審査請求人の息子から当時農林普及課長が所持していた資料を開示請求したい旨の申出があったため、開示に必要な手続（公文書の開示請求）を案内したものである。

カ 「なぜ、正式文書が存在すること、及びその正式文書を開示請求する指導をしなかったのか」との主張については、平成〇年〇月〇日及び〇日に審査請求人の息子から県森林経営課に電話があった際、県森林経営課担当者が「正式文書と重複する当該文書の写し」の文書名（「平成25年度造林事業補助金交付申請書」とそれに関する図面及び「県が〇〇森林組合を調査・指導した出張復命書」）を知らせ、必要があれば開示請求できる旨伝えたところである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年 3月21日	諮問公第127号に係る諮問を受けた。
4月20日	諮問公第127号に係る弁明書の写し及び反論書の写しを実施機関から受理した。
4月25日	諮問の審議を行った。(事務局による事案の説明)
5月16日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
7月 4日	審査請求人から意見書を受理した。
9月11日	諮問の審議を行った。
10月17日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象文書について

本件処分に係る対象文書として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。実施機関は上記3(3)のとおり、本件対象文書は、条例第2条第2項の適用を受ける公文書には該当しないため、不開示としたとしている。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、本件対象文書の特定の妥当性及び条例第2条第2項該当性について検討する。

イ 実施機関の所掌する事務について

農林普及課は、「森林組合の育成指導に関すること」及び「造林事業に関すること」の事務を所掌しており、〇〇森林組合等の林業事業者が実施した間伐等の造林補助事業の完成検査及び補助金交付事務を行うとともに、〇〇森林組合の業務全般に関する指導事務を行っている。

また、県環境林務課は森林組合法に基づく森林組合の検査、指導及び監督事務を行い、県森林経営課は造林補助事業を実施する森林組合等に対し、補助事業の執行に係る指導等の事務を行っている。

ウ 本件対象文書の特定の妥当性について

本件開示請求に係る経緯について、実施機関は、上記3(2)のとおり、審査請求人の息子に対し、当該情報については本件対象文書8に記載されていることを、本件対象文書8及び9を提示して説明したところ、農林普及課長が所持していた本件対象文書を開示請求されたものであると説明している。

実施機関は、そのような開示請求の経緯から、農林普及課長が所持していた本件対象文書そのものを開示請求の対象文書として特定し、「農林普及課長が自己の職務の遂行の便宜のためのみに、正式文書と重複する当該文書の写し及び備忘録として個人的に作成し、利用し、保有している文書を綴った書類一式」であるとしている。

しかし、審査請求人は、「正式文書と重複する当該文書の写し及び備忘録として個人的に作成し、利用し、保有している文書」であるならば、開示請求書を提出した際

に、なぜ、正式文書が存在すること、及びその正式文書を開示請求する指導をしなかったのか」と述べているとおり、本件対象文書（本件対象文書7を除く）が「正式文書と重複する当該文書の写し」であることを知らずに請求したものと考えられる。

もとより、開示請求者は、実施機関がどのような公文書を保有しているかを知ることが容易ではないため、開示請求を受け付ける際には、公文書の特定に必要な情報の提供に努めなければならない。したがって、本件の場合、開示請求の際の経緯にこだわって「正式文書と重複する当該文書の写し」を特定するのではなく、「正式文書」が別に存在することを案内するなど、審査請求人が実質的にどのような文書の開示を求めているのかを把握するよう努めるべきであったと考えられる。審査請求人は、正式文書かその写しであるかにこだわっていた訳ではなく、対象文書の開示を求めていると考えられることから、実施機関が、本件開示請求の対象文書として、本件対象文書（本件対象文書6及び7を除く。）を特定したことは妥当ではなく、農林普及課内に存在する本件対象文書の原本（本件対象文書6及び7を除く。）を特定すべきである。

なお、本件対象文書6については、上記3(1)カのとおり県環境林務課及び県森林経営課の職員の出張復命書の写しであり、それぞれの課において作成された文書であることから、本件対象文書6の原本を特定し、原本を保有している県環境林務課及び県森林経営課を案内する等の情報提供を行うこともできたが、それを行っていないことからすると、本件において実施機関は、本件対象文書6を県環境林務課及び県森林経営課から取得した文書として特定したものと判断する。

エ 本件対象文書の条例第2条第2項該当性について

ケ 条例第2条第2項

条例第2条第2項において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとされている。

ここで「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用、保管又は保存されている状態のものを意味するものである。

したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための研究資料、備忘録等）、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階に留まるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。なお、担当職員が原案の検討過程で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして保管又は保存されているものは除く。）などは、組織的に用いるものには該当しない。

また、作成又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものといえるかについては、①文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにの

み作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該実施機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか)、②当該文書の利用の状況(業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか)、③保管、保存又は廃棄の状況(専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の場所で保管又は保存されているものであるかどうか)などを総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなるとされている。

(イ) 本件対象文書6, 7及び原本(本件対象文書6及び7を除く。)の「公文書」該当性

実施機関は上記3(3)イのとおり、「本件対象文書は、農林普及課長が自己の職務の遂行の便宜のためのみに、正式文書と重複する当該文書の写し及び備忘録として個人的に作成し、利用し、保有している文書であり、県文書規程に基づく登録もなく、所属内の共用の保管用具には保管されていない」ため条例第2条第2項に規定する「公文書」には該当しないと説明している。

しかし、上記4(2)ウのとおり、実施機関が本件開示請求の対象文書として特定すべきであるのは、原本(本件対象文書6及び7を除く。)であるため、本件対象文書6, 7及び原本(本件対象文書6及び7を除く。)の公文書該当性について検討する。

なお、本件対象文書6, 7及び原本(本件対象文書6及び7を除く。)は、実施機関が所掌する事務について「職務上作成し、又は取得した」文書であることは明らかであるので、「組織的に用いる」文書であるかどうかについて検討する。

a 本件対象文書1及び2の原本

上記3(1)ア及びイにある本件対象文書1及び2の原本について、実施機関に説明を求めたところ、①作成の状況については、〇〇森林組合と審査請求人の間で発生している間伐実施に係る承諾の有無に関して、主張が対立している状況を把握するために、農林普及課担当者が〇〇森林組合から聞き取りをした結果等を、個人的な備忘録として使用する目的で作成したものであり、聞き取りの実施及び文書の作成については、農林普及課長からの指示はなく、農林普及課担当者の判断で行ったものである。②利用の状況については、農林普及課長に案件の経緯等を報告する際に、資料として写しを渡したものである。③保管又は保存の状況については、職員共用の場所ではなく、農林普及課担当者個人の机の抽斗に保管されており、関係する職員であれば誰でも利用できるような状態にはおかれていないとの説明であった。

以上の点を総合的に考慮すると、本件対象文書1及び2の原本は、当初は、直接的又は間接的に農林普及課長の指示等の関与はなく、農林普及課担当者個人の便宜のためのみ作成された文書であったとしても、農林普及課長への報告時に、資料として本件対象文書1及び2とともに、農林普及課担当者が〇〇森林組合か

ら聞き取りをした際に取得した本件対象文書4及び5も一緒に、一連の文書として渡され、農林普及課長もまた保有していることから、専ら農林普及課担当者個人の手許でのみ利用し、保管されているとはいえ、農林普及課担当者の個人的支配の域を超えて、利用し、保管されている実態がある。

なお、文書の体裁をみると、作成日、作成者所属、氏名及び題名が記載されており、その記録内容は、農林普及課が所掌する造林補助事業の実施過程で発生した事案について、その経緯等を整理した内容であることから、一定の報告書の形態を備えていると判断される。

したがって、本件対象文書1及び2の原本は、純粋に個人的な備忘録とはいえ、**「組織的に用いる」**文書であると認められるため、条例第2条第2項に規定する**「公文書」**に該当する。

b 本件対象文書3の原本

上記3(1)ウにある本件対象文書3の原本について、実施機関に説明を求めたところ、①本件対象文書3の原本は、造林補助事業の事業主体である〇〇森林組合が、鹿児島県造林事業補助金交付要綱に基づいて、屋久島事務所に補助金交付申請を行った際の造林事業交付申請書(第1号様式)及び添付書類の一部である森林施行図である。②保管又は保存の状況については、組織として管理している職員共用の場所(屋久島事務所文書箱保管倉庫)で保管されており、専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書ではないとの説明があった。

以上の点を総合的に考慮すると、本件対象文書3の原本は、**「組織的に用いる」**文書であると認められるため、条例第2条第2項に規定する**「公文書」**に該当する。

c 本件対象文書4及び5の原本

上記3(1)エ及びオにある本件対象文書4及び5の原本について、実施機関に説明を求めたところ、①取得の状況については、〇〇森林組合と審査請求人の間で発生している間伐実施に係る承諾の有無に関して、主張が対立している状況を把握するために、農林普及課担当者が〇〇森林組合から聞き取りをした際に、〇〇森林組合から提供されたものであり、聞き取りの実施及び文書の取得については、農林普及課長からの指示はなく、農林普及課担当者の判断で行ったものである。②利用の状況については、農林普及課長に案件の経緯等を報告する際に、資料として写しを渡したものである。③保管又は保存の状況については、職員共用の場所ではなく、農林普及課担当者個人の机の抽斗に保管されており、関係する職員であれば誰でも利用できるような状態にはおかれていないとの説明であった。

以上の点を総合的に考慮すると、本件対象文書4及び5の原本の取得に関しては、直接的又は間接的に農林普及課長の指示等の関与はなかったものの、農林普及課担当者が〇〇森林組合から聞き取りをした際に、〇〇森林組合から関連書類として提供を受けたということは、農林普及課担当者個人の便宜のためにのみで

はなく、〇〇森林組合の業務全般に関する指導事務を所掌している農林普及課として、状況把握に必要な資料として、組織的に利用することを予定して提供を受け、取得したものと考えられる。

また、その利用及び保管に関しても、農林普及課長への報告時に、資料として本件対象文書1及び2とともに、一連の文書として渡され、農林普及課長もまた保有していることから、専ら農林普及課担当者個人の手許でのみ利用し、保管されているとはいえず、農林普及課担当者の個人的支配の域を超えて、利用し、保管されている実態がある。

したがって、本件対象文書4及び5の原本は、「組織的に用いる」文書であると認められるため、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

d 本件対象文書6

上記3(1)カにある本件対象文書6及び本件対象文書6の原本について、実施機関に説明を求めたところ、①本件対象文書6の原本は、審査請求人の息子から間伐を承諾していないのに間伐を実施した旨の連絡が県環境林務課と県森林経営課にあったことから、県環境林務課及び県森林経営課の職員が〇〇森林組合に経緯や事務処理等の状況を確認し、指導を行うために出張したときの復命書であり、本件対象文書6の取得の状況については、農林普及課長が、これまでの経緯等を把握するために県環境林務課及び県森林経営課の担当者に本件対象文書6の原本の写しを提供するよう依頼したものである。②保管又は保存の状況については、本件対象文書6の原本は、県環境林務課及び県森林経営課において、それぞれ組織として管理している職員共用の場所（各課内の共用の書棚）で保存されているが、本件対象文書6は、「農林普及課長が自己の職務の遂行の便宜のためのみに、正式文書と重複する当該文書の写し及び備忘録として個人的に作成し、利用し、保有している文書を綴った書類一式」の中に綴られ、職員共用の場所ではなく、農林普及課長個人の机の抽斗に保管されており、関係する職員であれば誰でも利用できるような状態にはおかれていないとの説明であった。

以上の点を総合的に考慮すると、本件対象文書6の原本は、「組織的に用いる」文書であると認められるため、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。また、その写しである本件対象文書6について、実施機関は「農林普及課長が自己の職務の遂行の便宜のためのみに、正式文書と重複する当該文書の写しとして個人的に利用し、保管している文書であり、職員共用の場所ではなく、農林普及課長個人の机の抽斗に保管されており、関係する職員であれば誰でも利用できるような状態にはおかれていない」と説明するが、農林普及課長自ら、県環境林務課及び県森林経営課から公文書の写しの提供を受け取得したものであることからすると、〇〇森林組合の業務全般に関する指導事務を所掌している農林普及課として、状況把握に必要な資料として組織的に利用することを予定して取得したものと推測される。

したがって、本件対象文書6は、農林普及課が組織として利用可能な状態で保

存すべき「正式文書」と考えられ、「組織的に用いる」文書であると認められるため、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

e 本件対象文書7

上記3(1)キの本件対象文書7について、実施機関に説明を求めたところ、①作成の状況については、農林普及課長が、当該事案について、これまでの経緯等を記載した備忘録として作成したものである。②利用の状況については、他の職員に配布しておらず、他の職員がその職務上利用もしていない。③保管又は保存の状況については、職員共用の場所ではなく、「農林普及課長が自己の職務の遂行の便宜のためのみに、正式文書と重複する当該文書の写し及び備忘録として個人的に作成し、利用し、保有している文書を綴った書類一式」の中に綴られ、農林普及課長個人の机の抽斗に保管されており、関係する職員であれば誰でも利用できるような状態にはおかれていないとの説明であった。

以上の点を総合的に考慮すると、本件対象文書7は、個人の便宜のためにのみ作成され、個人の職務上の便宜のためにのみ利用されており、業務上必要として他の職員に配布され、利用される等組織としての利用を予定していないものである。また、専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であり、組織として管理している職員共用の場所で保管又は保存されているものとはいえないことからすると、「組織的に用いる」とは言い難い。

したがって、本件対象文書7については、条例第2条第2項に規定する「公文書」には該当しない。

f 本件対象文書8及び9の原本

上記3(1)ク及びケにある本件対象文書8及び9の原本について、実施機関に説明を求めたところ、①作成又は取得の状況については、農林普及課担当係長が他の用務で出張した際に、貼り紙がしてあった店の店員から同じ文書の提供を受けたもの及びその状況を撮影した写真であり、貼り紙の取得及び写真撮影について、農林普及課長からの指示はなく、農林普及課担当係長の判断で行ったものである。②利用の状況については、貼り紙があったことを伝える際に、資料として農林普及課長に渡したものである。③保管又は保存の状況については、職員共用の場所ではなく、農林普及課担当係長個人の机の抽斗及びパソコンに保管されており、関係する職員であれば誰でも利用できるような状態にはおかれていないとの説明があった。

以上の点を総合的に考慮すると、本件対象文書8及び9の原本の取得に関しては、直接的又は間接的に農林普及課長の指示等の関与はなかったものの、農林普及課担当係長が他の用務で出張した際に、〇〇森林組合に関する内容であったため、貼り紙の提供を受け、取得し、また、貼り紙の状況を撮影したということは、農林普及課担当係長個人の便宜のためにのみではなく、〇〇森林組合の業務全般に関する指導事務を所掌している農林普及課として、状況把握に必要な資料とし

て、組織的に利用することを予定して、取得し撮影したものと考えられる。

また、その利用及び保管に関しても、農林普及課長へ貼り紙があったことを伝える際に資料として渡され、農林普及課長もまた保有していることから、専ら農林普及課担当係長個人の手許でのみ利用し、保管されているとはいえ、農林普及課担当係長の個人的支配の域を超えて、利用し、保管されている実態がある。

したがって、本件対象文書8及び9の原本は、「組織的に用いる」文書であると認められるため、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

オ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。